

カドミウムに関するこれまでの食品健康影響評価

<p>諮問事項 (根拠規定)</p>	<p>食品からのカドミウム摂取の現状に係る安全性確保について (食品安全基本法第24条第3項)</p>	<p>清涼飲料水中のカドミウムの規格基準改正 (食品安全基本法第24条第1項第1号)</p>	<p>「器具若しくは容器包装又はこれらの原材料の材質別規格」についてのカドミウム及び鉛の溶出量等に係る改正 (食品安全基本法第24条第2項)</p>	<p>米のカドミウムの成分規格改正 (食品安全基本法第24条第1項第1号)</p>	<p>カドミウム及びその化合物に係る水道により供給される水の水質基準の改正 (食品安全基本法第24条第1項第7号)</p>	<p>カドミウムに係る農用地土壌汚染対策地域の指定要件の改正について (食品安全基本法第24条第1項第9号)</p>
<p>評価要請機関</p>	厚生労働省	厚生労働省	厚生労働省	厚生労働省	厚生労働省	環境省
<p>評価要請文書 受理日</p>	2003年7月3日	2003年7月3日	2008年9月5日	2009年2月9日	2009年10月9日	2010年4月20日
<p>評価結果 通知日</p>	2008年7月3日	2008年9月25日	鉛:2021年6月29日	2009年8月20日	2009年10月15日	2010年4月28日
<p>調査審議を行った 専門調査会等</p>	汚染物質専門調査会及び化学物質・汚染物質専門調査会	化学物質・汚染物質専門調査会	<p><鉛> ・化学物質・汚染物質専門調査会 ・鉛WG <カドミウム> ・汚染物質等専門調査会</p>	化学物質・汚染物質専門調査会	<p>食品安全委員会 ※厚生労働省及び当委員会において新たな科学的知見の存在を確認できなかった</p>	<p>食品安全委員会 ※提出された資料及び当委員会において確認した情報は既存評価結果に影響を及ぼす可能性があると認められなかった</p>
<p>評価書の題名</p>	汚染物質評価書 食品からのカドミウム摂取の現状に係る安全性確保について	清涼飲料水評価書 カドミウム		汚染物質評価書 カドミウム (第2版)	汚染物質評価書 カドミウム (第2版)	汚染物質評価書 カドミウム (第2版)
<p>評価結果通知の 要約</p>	カドミウムの耐容週間摂取量を7 μ g/kg体重/週とする。	カドミウムの耐容週間摂取量を7 μ g/kg体重/週とする。		カドミウムの耐容週間摂取量を7 μ g/kg体重/週とする。	人の健康に及ぼす悪影響の内容及び程度が明らかである。 (カドミウムの耐容週間摂取量を7 μ g/kg体重/週とする。)	カドミウムの耐容週間摂取量を7 μ g/kg体重/週とする。